

2 売薬営業整備委員会の発足

企業整備 一九四二年（昭和一七）四月に入つて、奈良県でも売薬営業の企業整備委員会が発足することとなつた。

この委員会の委員の選任にあたっては、奈良県警察部長によつて売薬営業の中から、生産者代表三八人、行商者一〇人、生産兼行商業者から五人の計五三人を委員として委嘱し、四月六日午後一時から奈良県庁内の会議堂で委員総会が開催され、売薬営業整備委員会会則の承認並びに会長一人、副会長二人、常務委員一八人を選出し、ここに委員会の発足をみることとなつたのである。

この会則は全文三〇条からなつており、事務所を大和売薬工業組合内に置く（第二条）、会員は売薬に関係あるものの中から選出し、本県当局の承認を得たもので組織する（第三条）としており、会員の総称を「売薬営業整備委員」と称し、会長に岡村一雄、副会長に南才次郎・増田弥内、常務員に中嶋太兵衛・松原利左衛門・杉本吉蔵・藤原駒治郎・吉田久四郎・森本寛次郎・赤井伊太郎・中村駒治郎・辻本嘉七・川西勝美・平山太次郎・森田福賢・斉藤信一・宮本宗雄・山田嘉久三・仲嶋弥七郎・仲川房次郎・柴田権右衛門の二一人が選任されている。また、目的には「会長以下戮力協心国家の要請に応うる為……公正且つ円滑に生産配給部門に亘り速かに売薬営業の新企業体整備を断行し、……」としている。したがつて、当委員会そのものを実行あらしめるものとするため、委員会の決議事項と重要な事務執行については、そのたびに、県当局の承認を受けることとなっている。会議の種類については、総会と役員会の二

種類だけであって、成立要件は、それぞれ総員の三分の二以上の出席によること、議決は出席者の過半数によること、というものである。ただし、役員会での議決事項は総会で承認を得る必要がある、とされている。委員会の業務はあくまでも新企業体の成立についてと限定されているが、これがための会長に付与されている権限は「会務の統制を乱す疑いのある言動は為すべからず、若し、これに違ふことを行えば、会長は除名処分を裁決するが、この裁決に對しては、異議の申し立ては出来ない」(第二七条、第二八条) こととなっていることにみられるように、きわめて大きいものとなっている。なお、総会と役員会の議決事項については、異議を唱えることができない(第二九条)と、規定されている。

この委員会は大和売薬工業組合の内部機関として設けられているにもかかわらず、国家的急務のためということ、行政庁の強い指導を受けつつ運営されていったのである。

以下は整備委員会の会議録をもとに、整備の進みかたを記したものである。

第一回

整備委員会

奈良県では一九四二年(昭和一七)四月一三日に、御所町にあった大和売薬工集組合の事務所午後一時から県側から佐藤衛生課長・玉木技師・塩岡技師・中島技師・県警から貝辻警部が出席、委員

会側からは岡村一雄会長をはじめ南才次郎・増田弥内の両副委員長、一八人の常務委員のうち一七人が出席して開催された。この会議の主題は当然のことながら、新企業体の設立に向けてのことであったが、会長として、整備によって新しく設立される企業の数について意見を求めるところとなった。これに対し委員を代表し吉田久四郎委員は「複数の企業体にするべきだ」と数社説をとらえた。この種の考え方は、整備要綱が一府県一社とすることを、すぐには受け入れられるものでないとする各委員の考え方を代弁したものであったし、本県売薬業界の従業者の数からして

も、工場は最低一〇社程度は必要である旨の発言をしたのであった。この指摘はあとになって、本舗売薬で一社、輪移出売薬で一社、配置売薬で八社に整理されたことから考えると、大いに先見性を持つ意見であったとみることができらる。

第二回 第二回目の整備委員会は、同年の四月二〇日午前一〇時から同じく組合事務所で開催された。

整備委員会 県側からは玉木技師ほか二人、委員側からは五三人のうち四一人が出席し、会議は昼食をはさんで午後一時半再会、各委員による活発な討議がなされた。

企業整備によって新しく設立されるはずの企業数については、各委員はそれぞれの意見を異にして、たとえば、一企業で良しとする意見、整備に反対ではないが、売薬営業者の実情に即したものとされたい。配置と本舗とを同じように考えてはならないなどと、とうてい決論を得るまでにはならなかった。委員からは、「本日決定せず日時を与え熟慮の余地を与えられ度し」という意見が出され、岡村会長もその意見を採用し「出来得れば斯く致し度し」ということとなった。席上、塩岡技師から「基本数を至急取纏めて規律的に進まれ度し、専任事務員を入れよ」と立場上の指摘がなされた。専任事務員については会長から、目下選衡中であるとの回答がなされ終了した。

第三回 同年の五月六日「……前会の経過に鑑み篤と御考究の上御出席相成度も……御迷惑ながら昼食の準備致し兼ね候に付弁当御持参相成度候」との案内状で高市郡畝傍町見瀬(現樞)にある薬学商業学校で、午前一〇時から開催された。当然のことながら、議案は売薬営業整備についてであるが、岡村会長は組合の専任主事を選任したことを報告、その後、すぐに議案の審議に入った。

新企業体の数については以前から県側にあつては「大和売薬を全体的に考えれば、一企業体にすべきが得策であ

る」との意見が出されてはいるものの、委員の側ではいぜんとして、複数企業体とするとの意見が大勢を占めていた。そうした委員会の空気を代弁した吉田委員の「本日決定せず一度上京して然る上決定しては如何」という提案は一同が賛同するところとなり、厚生省や同業団体へ視察団を派遣することとなった。上京組は、正副委員長、富山行へは松原利左衛門・吉田久四郎・山田嘉久三・辻本嘉七の四委員が、滋賀へは川田滋美・中村駒治郎・赤井伊太郎の三委員が、それぞれ整備の実状視察に行くことを決定した。

第四回 五月一八日薬学商業学校で第四回整備委員会が開催された。さきの第三回委員会で決定し、派遣された他県の整備状況の視察報告がおこなわれた。それによれば、滋賀の状況は「整備委員一五人に

よって構成されており、生産額に占める本舗売薬と配置売薬の比率はほぼ同額であることから、新企業体は本舗と配置の二企業とすることとし処方については、現在の二五〇〇方を一〇〇〇方ていどに圧縮すること、配置区域は滋賀県外数県とし、販売区域を指定する」というものであった。また、販売部門の整備については現在の商業組合のなかに一三人の委員で整備委員会を設けている、ということであった。いっぽう、富山の現状についての報告は、「企業体の数は現在の一四社を存続する予定である。共助金、補助金問題については現在のところ研究していない」ということであった。以上の報告は、奈良県だけでなく他県でも整備がまだのような感じであるといった印象を各委員がいだくのに十分であった。

ところで、五月二五日には東京の全薬本部で開催された「全国売薬団体会議」は全国一二団体を集めておこなわれたが、そのなかで各地方の売薬整備の実状について報告がなされた。それによると、東京では工業組合で三〇数回の整備委員会を開催し、およその委員会の意見を取りまとめることとなり、すでに警視庁の同意も得ているということ

であった。新企業体についてはある程度の個人経営も認めるといふものであり、厚生省の示す要綱とは相当の隔りがあるという内容であった。

いっぽう、大阪では本年の一月九日以来四四回も委員会を開催し、整備を検討してきたが、整備要綱にもとづく実施は至難であるとの結論に達したということであった。

京都・三重・埼玉・兵庫・佐賀・奈良・富山の各府県の代表からも現状についての報告がなされたが、いずれも「成果を得ず」ということであった。

第五回 六月一二日、大和売薬工業組合事務所で開催された第五回整備委員会は、昼食に一時間をはさみ、整備委員会 午後五時まで続けられるほど熱を滞びた会議となった。

審議された議案は「大和売薬整備計画案」であった。会議は計画案の審議に入る前に、去る五月二五日に東京で開催された全国売薬団体会議の報告と県衛生課長らによる厚生省などへの上京報告から始められた。

全売会議出席者を代表して松原利左衛門委員から「厚生省整備要綱は売薬営業の実態に即応していない。個人企業を認めて統制しなくてはならない。全売会議での方針、つまり東京案（複数企業説）に依りて進めるべきだ」との報告があり、この説は各委員の胸中を代弁したものであっただけに、大方の賛同するところとなった。しかし、委員のなかから「現状を認識すれば、個人企業の存続は至難であると思料される。この点十分考慮を払われたし」と、売薬営業が置かれている現状を直視した意見も出された。これは、売薬営業にとっても原料資材部門が「日本医薬品生産統制株式会社」一九四一年（昭和一六）七月に設立により、原料資材が実質的に統制されていたため、個人企業によるこの種の調達に事実上きわめて困難な状況にあるという意見であった。

二〇分の休憩の後、午後三時から再会された委員会で県業務課の玉木技師から上京報告という事で以下のことが説明された。それは、①企業体の数は数企業を認めてもよい。②地域別または業種別に設立を認め、資本金は五〇〇円ていどとする。③計画ができあがったものから認可していく。④原料は指定した府県から配給する。といった内容のものであったため、ここで整備計画は一挙に前進することとなったのであった。

そこで、委員会は「大和売薬整備計画案」の審議に入ることとなった。整備案には第一案から第四案まで作成されていて、以下は各案の概要である。

第一案は、新企業体は数個とし、地域的統合をおこない、原則として個人企業は認めない。

第二案は、新企業体の数を三社とし配置売薬、本舗売薬、輪移出売薬の各個別に設立する。

第三案は、新企業体は一社とし全部を吸収統合する。

第四案は、個人企業存置の原則により、ある一線以上の企業を残存させること、残存業者の商標権と営業権は維持確保されること、ある線以下は、全部転廃業すること、共助金と補償金は転廃業、非参加者のみに限定支給すること。

以上のように、第四案については、きわめて具体的に説明されているが、各委員も当然のことながら、第四案がもつとも受け入れやすいものであった。

第六回 七月五日に開催された第六回目の整備委員会は大へん重要な意味あいを持っていた。

整備委員会 議案は六件が上程されているが、第一案の整備委員会会則改正の件は第五号議案、整備委員会分科

委員設置との関連で審議された。これは、従来の売薬営業整備委員会のもとに配給部門の整備の審議を独立しておく

なわせる機関を設置しようというものであった。新しく設けられたのは「大和売薬整備委員会第二分科委員会」と称し、二〇人の委員で構成され委員長には多村(現田原本町)の藤原駒治郎が選任された。第三号議案は、去る六月三〇日厚生省で開かれた協議会の経過報告の件である。かねてから売薬団体については、厚生省から配置区域についての協定問題が提起されていて、全国レベルでの統制機関として「日本配置売薬統制協議会」の結成に向けての指導がなされていた。委員会では、このことの報告であった。

さてこの協議会結成は、九月一〇日東京有楽町東日天文館七階六号室で、厚生省の指定府県や任意団体一六府県中一二府県の代表者及び厚生省竹内技師の出席のもと正式に発足することとなった。本県からも岡村一雄・増田弥内・南才次郎・山田嘉久三・川西勝美・上田一郎らが出席、岡村一雄はこのとき副理事長に就任したのであった。つづいて第四号議案は、販売部門統制機関・商業組合設立の件であった。これは六月三〇日付けで厚生省が発表した配置売薬配給統制の指示であって、第一の内容は配置売薬たるべきものの決定、つまり、混在していた売薬を配置売薬と本舗売薬とに区別をおこない、それによって配置売薬を決定するというものであった。ここにいう本舗売薬とは薬局で売られている売薬であって、ほかに外地と称したその当時のわが国の植民地(満州・朝鮮・台湾)への販売に調製されたものを輸出売薬と称していた。そこで厚生省では配置売薬決定にあたり、各府県が配置売薬対象品目を取りまとめ七月一日までに申請するように通知したものである。第二の内容は、商業組合設立についてのことである。商業組合の設立については、配置売薬の配給の適正化円滑化を図るために、配給統制を実施する機関として設けるといふものであった。その組合の定款によると、組合の業務執行については「厚生大臣の指揮監督を受くるべき旨を記載すること」としており、認可申請は七月中におこなうことと示されていた。組合の運営に対しては「配置先拡張の停止」を明示

するといった具合で、統制色の強い組合とする内容であった。第六号議案は、整備計画書提出についての承認の件である。委員会は生産部門にあつては、整備による新企業体数を一社とすることを全委員の一致で可決したのである。この決定については、のちにさまざまな経緯をたどることとなるのであるが、ともかく、従来からの審議経過から知られるように各委員は新企業体の数を数社としていたにもかかわらず、本委員会で一社案を採択したのであった。

3 整備計画進展せず

計画のさきの七月五日に開催された整備委員会の決議である一県一社・一企業体とする決定も、現実として遅れは遅々として進展していなかった。そのため、九月になると、奈良県警察部長名で売薬整備の進捗状況について県業務課宛回答するように通牒を發している。これに対し売薬整備委員会は会長岡村一雄の名まえで、つぎのような意見書を添えて答申した。

それには、「……既ニ過般整備計画書ヲ提出答申シ置候通、当該業者全面的ニ転廃業ヲ前提トスル一県一社・一企業体主義ヲ採ル事ニ一応ノ決定ヲ見爾來之ガ実施実行ニ対スル各般ノ準備研究ヲ進メツツアル次第ニ御座候、然シナガラ今般御指示ニ相成候如キ具体的ナル段階ニハ目下ノ処未ダシノ感ナキ能ハザル状況ニ有之候……」とのべているように事態は進展していないことを示していた。さらには一〇月一五日に開催された第二分科委員会では、県当局から係官が出席していなかったこともあつて、各委員からは本音ともとれる発言が続いたようすである。なかでも北山委員の発言は「七月五日の會議に於て一県一社・一企業体に決したるも當時の状況と現在とでは大なる相違あり、依